

児童手当 認定請求書

(宛先) 旭川市長

該当する請求理由に○をしてください（判断がつかない場合は記入不要です）。

担当でお調べしますので、はっきりとした金額が分かる場合以外は未記入で結構です。

請求理由 1 出生 2 市外転入 3 切替等（ 婚姻 ・ 離婚 ・ 離婚調停中等 ・ 公務員退職等 ・ その他（ ） ） 4 制度改正

※上記の3（離婚）に該当し、前受給者（元配偶者等）が公務員又は市外在住の場合は氏名・生年月日・住所・勤務先を備考欄に記入してください

請求者	① (フリガナ)	アサヒカワ タロウ			②性別	男		女	③配偶者	有		無	提出年月日	令和 6 年 10 月 1 日			
	氏名	旭川 太郎			④職業	会社員 公務員 (正職員・会計年度任用職員) 自営業 パート等 無職 勤務先名称 (〇〇株式会社 △△支店)			⑤生年月日	昭和 平成 60 年 6 月 4 日							
	⑥住所	旭川市 6条通9丁目4番地旭川アパート501号室 電話 ()							1月1日時点の住所 (1～5月分は前年、 6～12月分は本年)		□ 旭川市内 □ 旭川市外 (国外含む) ※住所を下に記入 宮城県仙台市						
⑦個人番号	0 1 2 3 4 5 6 7 8 9 0 0			⑧請求者の加入している 公的年金制度の種別	ア. 厚生年金保険 (共済) ※児童が3歳未満かつ共済の場合は保険証コピー添付 イ. 厚生年金保険 ※加入している公的年金制度の種別は健康保険証等で確認することができます。 ウ. 国民年金※3号被保険者、任意継続者、 生活保護免除者を含む エ. その他 ()					⑨所得の 状況	令和 年分所得額 (請求者) 円 (配偶者) 円 ※分からない場合は、記入不要です。						
配偶者等	⑩ (フリガナ)	アサヒカワ ハナコ			⑫請求者の控除対象配偶者または同一生計配偶者の場合に○印	控除対象配偶者		同一生計配偶者	⑮個人 番号	0 0 9 8 7 6 5 4 3 2 1 0							
	氏名	旭川 花子			⑬職業	会社員 公務員 (正職員・会計年度任用職員) 自営業 パート等 無職 勤務先名称 ()		⑭生年月日	昭和 平成 60 年 4 月 6 日								
⑪住所	☑ 請求者と同居 □ 請求者と別居 ※住所を下に記入							1月1日時点の住所 (1～5月分は前年、 6～12月分は本年)		□ 旭川市内 □ 旭川市外 (国外含む) ※住所を下に記入 札幌市豊平区							
⑯児童の兄弟等 (18歳に達する日以後の最初の 3月31日から22歳に達する日以後の 最初の3月31日までの間にある者)	フリガナ 氏名	続柄	性別	生年月日	監護相当の有無	生計費負担の有無	同居別居	海外留学をしている 場合の出国年月	有無」か 書と併せ いての確 (⑯児童の								
	旭川 一郎	子	男	平成 15 年 5 月 5 日	有	無	有	無	同	別	令和 年 月	18歳到達後最初の3月31日を経過してから22歳到達後最初の3月31日までの間にいる下記児童の兄弟を記入してください。 下記児童と同じく、少しでも面会・連絡を取っており(監護相当)、かつ一部でも生活費・学費を負担していれば加算の対象です。ただし、学生でない場合は、請求者または配偶者と同一生計(同世帯)で					
			男・女	平成 年 月 日	有・無	有・無	同・別	令和 年 月				の場 市町村民税年度 令和 年度 所得確認年月日 令和 . . 扶養親族等及び児童数 うち老人扶養親族数 控除前所得額 円 配偶者控除 有・無 控除前所得(配偶者) 円 ※認定・却下年月日 令和 . . ※支給開始年月 令和 年 月 □ 法第8条3項適用 ※合計月額 千円					
			男・女	平成 年 月 日	有・無	有・無	同・別	令和 年 月				千円					
⑰ 児童 (養育している18歳到達後最初の 3月31日まで間にある児童)	フリガナ 氏名	続柄	性別	生年月日	監護の有無	生計関係	同居別居	海外留学をしている 場合の出国年月	養育している18歳到達後最初の3月31日までの間にいる児童を記入してください。 「同一」は実子が養子縁組済の児童 「維持」は実子ではなく養子縁組していない児童								
	旭川 二郎	子	男	平成 令和 18 年 8 月 2 日	有	無	同一維持	同	別	令和 年 月	千円						
	旭川 三郎	子	男	平成 令和 22 年 2 月 8 日	有	無	同一維持	同	別	令和 年 月	千円						
	旭川 松子	子	男	平成 令和 25 年 5 月 2 日	有	無	同一維持	同	別	令和 年 月	千円						
⑱支払希望 金融機関	口座の種別			名称			支店コード		支店名		口座番号(7桁) 7桁でない場合コピー添付			口座名義(カタカナ)			
□ 公金受取口座を利用(支払希望金融機関の記入不要) ☑ 振込口座を指定(右の支払希望金融機関を記入)			旭川子育て信用			銀行 金庫 信組 農協 漁協 労金		1 2 3		総合庁舎		本店 支店 出張所 ()			1 2 3 4 5 6 7 アサヒカワ タロウ		

◎ 裏面の注意をよく読んでから記入してください。

※印の欄は、記入しないでください。字は、楷書（かいしょ）ではっきり書いてください。

資格消滅日 (転出 ・ ()) へ確認【前受給者氏名】

不足書類の有無に○付け、提出者に☑をしてください。
住登日を記入してください。
転入の場合は転出予定日確認欄を記入してください。

窓口 対応者 確認欄	不足 書類	無 ・ 有 (下部の該当するもの全てに☑)	提出者	☐ 請求者 ☐ 配偶者 ☐ 代理人 (委任状が必要) ☐ 使者		備考	転入の場合は転出予定日確認欄を記入してください。 ☐ 担当課へ確認済 ※担当課へ問合せた際に☑してください	
		☐ 保険証 (共済加入者のみ) ☐ 口座情報 ☐ 申立書 (別監・維持・確認書・他 ()) ☐ 消滅通知書 (公務員退職等による申請のみ) ☐ その他 ()	転出		住登日			・ ・
		予定日 確認欄	・ ・	住登日 (配偶者)	☐ 請求者と同じ ・ ・			

注意

- 1 ①の欄は、請求者が個人である場合は氏名を、法人（児童の未成年後見人が法人の場合など）である場合は法人名及び代表者氏名を記入してください。
- 2 ⑥の欄は、請求者が個人である場合は住民票上の住所を、法人（児童の未成年後見人が法人の場合など）である場合は主たる事務所の所在地を記入してください。
また、請求者が個人であり、本年（1月から5月までの月分については、前年をいいます。）1月1日に他の市町村（特別区を含みます。）に住所を有していた場合は、当該住所を右欄に記入してください。
- 3 ⑦の欄は、請求者が個人である場合のみ12桁の個人番号を記入してください。
- 4 ⑧の欄は、⑪の欄に3歳に満たない児童がいる請求者に限り、請求の日における公的年金制度の加入の状況について、次により記入してください。
ア 加入している公的年金制度について、「ア」から「ウ」までのいずれか該当するものを○で囲んでください。「エ」を○で囲んだ場合は、（ ）内にその年金の名称を記入してください。
イ 「ア」を○で囲んだ場合で、第四種被保険者又は高齢任意加入被保険者（これらの者が保険料を自ら全額負担している場合に限ります。）であるときは、当該欄の余白に「四種」又は「高任」と記入してください。
- 5 ⑨の欄は、請求者及び配偶者の前年（1月から5月までの月分については、前々年をいいます。）の所得についての市町村民税又は特別区民税の総所得金額、退職所得金額、山林所得金額、土地等に係る事業所得等の金額、長期譲渡所得金額及び短期譲渡所得金額（譲渡所得に係る特別控除を受けた場合は、その額を控除した額）並びに先物取引に係る雑所得等の金額、特例適用利子等の額、特例適用配当等の額、条約適用利子等の額並びに条約適用配当等の額の合計額を記入して下さい。
- 6 ②、③、④、⑤、⑧及び⑨の欄は、請求者が法人である場合は記入する必要はありません。
- 7 ⑨、⑩、⑪、⑫、⑬、⑭及び⑮の欄は、2人以上で児童を養育（監護し、かつ、生計を同じくするか又は生計を維持することをいいます。以下同様です。）している場合に記入してください。「配偶者等」とは、児童を養育をする配偶者、未成年後見人等をいいます。なお、配偶者には、児童を懐胎した当時婚姻の届出をしていないが、請求者と事実上婚姻関係と同様の事情にあった者を含みます。
⑪の欄は、配偶者等が他の市町村に住所を有する場合に住民票上の住所を記入してください。また、配偶者等が本年（1月から5月までの月分については、前年をいいます。）1月1日に⑪の欄と異なる市町村に住所を有していた場合は、当該住所を右欄に記入してください。
- 8 ⑯の欄は、⑪の欄に記載する児童の兄姉等のうち、18歳に達する日以後の最初の3月31日から22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある全ての子について、記入してください。
- 9 ⑯の「監護相当の有無」の欄は、監護に相当する日常生活上の世話及び必要な保護をしている場合には、有を○で囲んでください。
- 10 ⑯の「生計費の負担の有無」の欄は、⑯の欄に記載した子が受給者の収入により子の日常生活の全部又は一部を営んでおり、かつ、これを欠くと通常の生活水準を維持することができない場合には、有を○で囲んでください。例えば同居であって子の学費や家賃・食費相当の負担の少なくとも一部を親が負っている場合、別居であって親が学費や生活費の一部を仕送りしている場合等が該当します。
- 11 18歳に達する日以後の最初の3月31日から22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子が海外に留学している場合は、⑯の「海外留学をしている場合の出国年月」の欄に、いつから留学しているか（出国した年月）を記入してください。
- 12 ⑰の欄は、請求者が養育をする18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある全ての子について、記入してください。
- 13 児童が海外に留学している場合は、⑰の「海外留学をしている場合の出国年月」の欄に、いつから留学しているか（出国した年月）を記入してください。
- 14 ⑱の「生計関係」の欄は、次によって記入してください。
ア 「同一」は、児童が請求者自身の子である場合や請求者が未成年後見人又は父母指定者である場合で、請求者がその子と生計を同じくしているときに○で囲んでください。
イ 「維持」は、児童が請求者自身の子でない場合で、請求者がその子の生計を維持しているときに○で囲んでください。
- 15 この請求書には、次の書類を添えて提出してください。なお、当該書類により証明すべき事実を公簿等（マイナンバー制度による情報連携を含みます。）によって市町村長（特別区の区長）を含みます。以下同様です。）が確認することができるときは、当該書類は省略することができます。
ア 児童又は児童の兄姉等が他の市町村に住所を有する場合は、その児童又は児童の兄姉等の住民票の写し又は住民票記載事項証明書であって、その児童又は児童の兄姉等が世帯主である場合にはその旨、その児童又は児童の兄姉等が世帯主でない場合には世帯主との続柄が記載されたもの
イ 児童が海外に留学している場合は、当該児童が日本国内に住所を有しなくなった日の前日まで引き続き3年を超えて日本国内に住所を有し、教育を受けることを目的として外国に居住していることを明らかにすることができる書類
ウ 児童が請求者自身の子であり、請求者がその児童と別居している場合は、請求者のその児童に対する養育の状況を明らかにすることができる書類
エ 請求者が未成年後見人である場合は、当該事実を明らかにすることができる書類
オ 請求者が父母指定者である場合は、当該事実を明らかにすることができる書類
カ 児童が請求者自身の子でない場合は、父母とその児童との養育関係及び請求者とその児童との養育関係を明らかにすることができる書類（請求者が未成年後見人又は父母指定者である場合を除く。）
キ 生計を同じくしない配偶者等と別居し、児童と同居している場合は、当該事実を明らかにすることができる書類
ク 請求者に配偶者がある場合には、本年（1月から5月までの月分については、前年をいいます。）1月1日に他の市町村に住所を有していた場合は、請求者又は配偶者の前年（1月から5月までの月分については、前々年をいいます。）の所得の額についての市町村長の証明書
ケ ⑱の欄に3歳に満たない児童がいる請求者が被用者であるときは、当該事実を明らかにすることができる書類
コ ⑯の欄の「監護相当の有無」及び「生計費負担の有無」がいずれも「有」の場合は、⑯の欄に記載した子に係る監護相当・生計費の負担についての確認書
サ ⑯の欄の「監護相当の有無」及び「生計費負担の有無」がいずれも「有」の場合に、⑯の欄に記載した子が海外に留学している場合は、当該子が日本国内に住所を有しなくなった日の前日まで引き続き3年を超えて日本国内に住所を有し、教育を受けることを目的として外国に居住していることを明らかにすることができる書類

備考

1. ⑦及び⑮の欄を除き、必要があるときは、所要の変更又は調整を加えることができる。
2. 受給資格者に周知することにより、注意事項を省略することができる。